# 第３節　健康としあわせを誇れる健康・福祉・子育ての村づくり

## 第1項
## 地域で支え合い健やかに生きる

## 第2項
## きめ細やかな高齢者福祉の推進

## 第3項
## 障がい者の自立と社会参加の促進

## 第4項
## 結婚・出産・子育てできる環境づくり

（3-1-1）

# 第１項　地域で支え合い健やかに生きる

## １．健康づくりの推進（重点施策）

SDGs目標：1, 2, 3, 4, 5, 12

### 4年後のめざす姿

◉こころも体もいきいきと暮らせるよう健康寿命（健康で自立した生活ができる期間）の延伸を目指します。

◉「自分の健康は自分でつくる」ことを基本とし、住民主体の健康づくりの活動を支援し、生活習慣病の発症予防と重症化予防を図ります。

### 現状と課題

◉生涯を通して健康でいきいきと暮らしていくことが重要となっています。そのため、食生活、運動、休養、喫煙、飲酒・歯の健康に関する生活習慣の改善が図れるように取り組んでいます。しかし、社会環境や食生活の変化等により、がんや心疾患、糖尿病等が増えています。

◉乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりの推進が必要です。

◉特定健診の受診率は低く、目標には達していません。特に若い世代は健康への関心が比較的低い傾向にあり、健診やがん検診の受診率が低い状況です。若いころからの生活習慣を見直すとともに、健診により病気の早期発見、早期治療に結びつけていくことが重要です。

### 具体的な施策

| 取組み | 内　容 |
|---|---|
| ①各種健診・検診の受診率向上 | ・特定健診や住民健診、がん検診への受診勧奨に努めます。<br>・健診体制の整備を進めます。 |
| ②乳幼児期からの正しい食生活の普及 | ・乳幼児期から食育に取組み、食事バランスガイドなど正しい知識の普及に努めます。 |
| ③運動の機会の提供と環境整備 | ・ウォーキング教室や体操教室を開催します。<br>・ウォーキングコースの活用を進めます。 |
| ④こころの病気を理解しあえる地域づくりの推進 | ・こころの健康に関する広報や講演会を開催します。<br>・相談体制の充実を図ります。 |
| ⑤喫煙･飲酒の健康被害の知識の普及 | ・喫煙や飲酒による健康被害について広報等で周知します。 |
| ⑥歯科知識の普及啓発 | ・ライフステージに合った歯科保健に取組みます。 |
| ⑦住民主体の健康づくりの推進 | ・地区組織、保健補導員部会、食生活改善部会、母子愛育部会の活動を支援します。 |

### 施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（令和６年） |
|---|---|---|
| 特定健診受診率 | 42.1% | 60.0% |

（3-1-2）

## 2. 地域医療の充実

SDGs目標：1, 3, 10, 17

### 4年後のめざす姿

◉病院と診療所の連携を強化し、医療体制の充実を図ります。

◉医療だけでなく、保健・福祉・介護サービスを一体的に提供する地域包括ケアの推進を図ります。

◉村内医療機関において地域に密着した医療を提供し、住民の健康増進に取組みます。

### 現状と課題

◉村内の医療機関は、一般診療所は 3 か所、歯科診療所が 3 か所、保険調剤薬局が 1 か所と、施設設備等は充実してきました。圏域の中核病院と診療所との連携が強化され、医療受給体制は確立されつつあります。

◉地域医療を推進していくためには、疾病の予防活動・早期発見・早期治療の健康管理体制の充実、高齢化社会に向けた在宅ケアの推進が必要です。そのため、医療だけでなく、保健・福祉・介護の分野との連携のもと広域的に進める必要があります。

◉村内の医療機関は住民の生涯にわたる、かかりつけ医としての役割を担っています。地域に密着した医療を提供し、住民の健康増進が図れるような取組みをしていくことが重要です。

### 具体的な施策

| 取組み | 内　容 |
|---|---|
| ①医療機関相互の連携による医療体制の充実 | ・医療機関相互の連携で、それぞれの医療機関の専門分野を生かした診療体制の充実を図ります。 |
| ②地域包括医療の推進 | ・医師会との協力のもと、医療と介護の連携強化を図ります。<br>・原村地域包括医療推進協議会において協議します。 |
| ③地域に密着した医療の提供 | ・国保診療所の安定した運営を継続します。 |

### 施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（令和 6 年） |
|---|---|---|
| 地域包括医療推進協議会の開催 | 年 4 回 | 年 5 回 |

（3-2-1）

# 第2項　きめ細やかな高齢者福祉の推進

## 1. 在宅生活を継続するための支援（重点施策）

SDGs目標：1, 2, 3, 4, 5, 9, 10, 11, 16, 17

### 4年後のめざす姿

◉地域包括支援センターが中心となり、できる限り住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるように、医療・介護・生活支援等が一体的に提供できるよう地域包括ケアシステムの構築を推進します。

◉安心と自立した生活を継続できるように、高齢者のニーズに合わせて必要な介護サービスや生活支援サービスの質と量が確保できるように努めます。

◉住民同士の支え合い、助け合いのネットワークづくりを進めます。

◉認知症高齢者が医療・介護・福祉の連携や地域住民の理解や協力による支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指します。

### 現状と課題

◉本村の令和２年の高齢化率は 35.0％で、今後も高齢化の進行が見込まれます。それに伴い、一人暮らしや高齢者のみ世帯、認知症の高齢者、要介護認定者が増加しています。そのため、住み慣れた地域のなかで一人ひとりに適した介護サービス・福祉サービスを受けながら、自立した生活ができるような環境づくりや生活支援事業の充実が求められています。

◉地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築を担う機関としての役割を持っていますが、広く周知されていないのが現状です。地域包括支援センターの認知度を高めて、地域との関係強化を図ることが必要です。

◉身近な地域で日常的に支援していくために、隣近所の住民や地域での支え合いネットワークづくりが重要です。

◉高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は増加傾向です。そのため、地域全体で認知症高齢者を見守り、認知症高齢者とその家族を支援する体制づくりを進める必要があります。

## 具体的な施策

| 取組み | 内　容 |
|---|---|
| ①生活支援サービスの充実 | ・サービスの見直しや拡充に努めます。<br>・生活支援サービスを推進する「生活支援コーディネーター」の増員に努めます。 |
| ②地域包括支援センターの機能強化 | ・高齢者の総合相談窓口として、周知に努めます。<br>・地域包括支援センターが中心となり、保健・医療・介護・福祉の分野と連携し、高齢者の様々な相談に応じる体制の充実を図ります。 |
| ③地域の支え合いネットワークづくりの推進 | ・多職種による個別ケース会議・地域ケア会議を開催します。<br>・高齢者福祉ガイドブック「高齢者おたすけまっぷ」を定期的に更新します。 |
| ④認知症高齢者支援の推進 | ・認知症サポーターの養成を進めます。 |

## 施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（令和６年） |
|---|---|---|
| 認知症サポーター登録人数 | 467 人 | 550 人 |

（3-2-2）

## 2. 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

SDGs目標：1, 2, 3, 10, 11, 16, 17

### 4年後のめざす姿

◉「健康で長生き」を目指し、生活習慣の改善に取組み、健康の維持増進を図ります。

◉高齢者ができるだけ要支援・要介護状態にならず、また、要介護状態の軽減、悪化の防止を図ります。

◉認知症対策を推進します。

◉高齢者が培ってきた知識や経験を活かし、積極的に就業や社会活動等の社会参加ができる環境づくりを進めます。

### 現状と課題

◉生涯現役で高齢者が地域活動や働き続けられる環境の整備が必要です。

◉高齢期は、けがや病気が原因で要介護状態になる人も少なくありません。健康の維持・増進を進めるため、健診や健康教室、介護予防教室等の充実を図る必要があります。

◉認知症高齢者は増加傾向です。認知症への対応は早期発見が重要となるため、認知症専門医や医療機関との連携を図ることが重要です。

◉60 代、70 代の高齢者の多くは、要支援・要介護状態に至っておらず、社会参加できる機会を増やすことが、生きがいづくり、介護予防につながります。

### 具体的な施策

| 取組み | 内　容 |
|---|---|
| ①健康づくりの推進 | ・健診の受診勧奨を行い、健診結果に基づき、健康教育、健康相談を行います。 |
| ②介護予防の推進 | ・介護予防事業の充実を図ります。<br>・地域住民による自主活動を支援します。 |
| ③認知症対策の推進 | ・医療機関と連携し、認知症相談体制の拡充を図ります。<br>・認知症予防に向けた健康づくりを推進します。 |
| ④生きがいづくりの推進 | ・シルバー人材センターなどを通して、就労の支援を進めます。<br>・ボランティアの育成、活動の推進を図ります。 |

### 施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（令和 6 年） |
|---|---|---|
| 介護予防教室延参加者数 | 2,216 人 | 3,000 人 |

（3-3-1）

# 第3項　障がい者の自立と社会参加の促進

## 1．障がい者に対する理解の促進

SDGs目標：1, 2, 3, 4, 5, 8, 9, 10, 11, 16, 17

### 4年後のめざす姿

◉障がい者に対する理解の促進と情報提供の充実に努めます。

◉関係機関等との連携を図りながら、きめ細やかな相談体制を構築します。

◉災害時や緊急時における障がい者を含む要援護者のため、地区ごとのマニュアルづくりを地区や関係機関等と連携して手あげ方式の支え合いマップと要援護者名簿づくりを進めます。

◉障がい者が地域で快適に暮らせるよう、住宅や公共施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

◉障がい者を取り巻く様々な問題について本人の意見を聴く機会を確保し、施策への当事者参加を促進し、福祉の村づくりを進めます。

### 現状と課題

◉障がい者に対する理解を広げていくため、村の広報誌や有線放送等を活用して啓発・広報活動を行うとともに、小中学校や社会福祉協議会で福祉体験を通じて福祉教育を推進してきました。

◉今後は、様々な機会をとらえ啓発活動や交流活動をより一層推進するとともに、保育所、小中学校、中央公民館、社会福祉協議会等と連携し、一貫した福祉教育を推進するためのプログラムの構築と、障がい者の人権擁護の推進が求められています。

◉障がい者や障がい児に関する各種相談は、地域福祉センターや保健センターで保健師や担当職員が応じています。地域福祉センター等に来所できない場合は、訪問相談や電話相談も行っています。近年は、幅広い相談内容のため、諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスなどの関係機関と連携して対応しています。

◉さらに、できるだけ住み慣れた地域で快適に生活できるよう、住宅改修が必要となった場合にはバリアフリー建築の専門家の派遣や、改修にかかる費用の一部を助成しています。

## 具体的な施策

| 取組み | 内　容 |
|---|---|
| ①障がい者に対する理解の促進と人権擁護の啓発 | ・啓発・広報活動を進め、小中学校と連携し体験学習や交流活動の一層の推進を図るとともに、障がい者の人権擁護啓発を図ります。<br>・各種広報媒体を活用して新しい情報を提供します。<br>・諏訪６市町村と関係機関で、障がい者差別解消支援地域協議会を立ち上げ、障がい者の差別について検討します。 |
| ②きめ細やかな相談体制の充実 | ・地域福祉センターや保健センターでの各種相談や訪問相談を引き続き実施しながら、民生児童委員やこども・家庭相談員、諏訪圏域障害者総合支援センター等と協働し、相談ネットワークを充実します。<br>・障がい児については、将来にわたっての見通しが持てるような相談活動の推進を行います。 |
| ③住みよい福祉の村づくりの推進 | ・地域や関係機関と連携を図り、災害時要援護者避難支援プランに基づいた避難訓練を実施します。<br>・障がい者施設と地域等の交流促進に努め、ボランティア活動の支援に努めます。 |

## 施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（令和６年） |
|---|---|---|
| 地域活動支援センターでのボランティア受け入れ | ０人 | １人以上／月平均 |

（3-3-2）

## 2. 福祉の充実による生活支援と社会参加の促進

SDGs目標：1, 2, 3, 4, 5, 8, 9, 10, 11, 16

### 4年後のめざす姿

◉乳児期から幼児教育・保育・学校教育における一貫した療育支援体制の整備を図ります。
◉３歳未満児の母子通園実施に向けた検討を行います。
◉健診の推進や健康づくり施策の充実を図ります。
◉多様なニーズに対応できる福祉サービスの充実を図ります。
◉就労の促進や社会参加への支援を実施します。

### 現状と課題

◉乳幼児健診等により助言等が必要と思われる乳幼児に対して、村内での支援体制が取れていないことから保健福祉事務所や医療機関等関係機関と連携をとりながら個別支援を行い、障がいの実態に応じて保健福祉事務所や通所施設等を紹介しています。
◉乳幼児から学齢期への移行段階では、教育支援委員会を開催し、医学、心理学、教育学の専門家や関係機関、保護者等の意見を聴いて障がいの種類や程度に応じた適切な就学を推進しています。
◉学校教育においては、障がいの状態に応じて学級間交流や副学籍による交流も行っています。なお、乳幼児期からの情報共有による一貫した支援体制は今後も充実を図っていく必要があります。
◉村では、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、障がい者が地域で安心して生活を送ることができる地域社会を目指して、障害者総合支援制度において、ホームヘルプサービスやデイサービス、短期入所事業をはじめ、補装具や日常生活用具の給付、在宅介護を補う日中一時支援事業を行っているとともに、働く意欲と能力のある障がい者が企業等で働けるよう就労支援を行っています。障がい者の経済的負担を軽減するための医療費の無料化や在宅介護者への重度心身障がい者福祉年金（介護慰労金）の支給等も行ってきました。
◉平成 27 年度からは、障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者は、個々に応じたサービスなど利用計画を相談支援専門員が作成しサービス提供事業者との連絡調整とそれぞれの相談に対してのアドバイスを受けられます。
◉障がい者の就労対策については、公共職業安定所や県、諏訪圏域障がい者就業・生活支援センターすわーくらいふと連携を図って取り組んでいます。
◉障がい者の就労機会の確保と社会参加の促進を図るために、地域活動支援センターの開設、精神障がい者社会復帰施設の運営費負担、通所者に対する通所補助、外出支援事業や重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業を実施しています。
◉障がい者の社会参加の促進においては、外出支援事業や重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業を実施し、外出しやすい環境を整えるとともに、多くのスポーツやレクリエーション、文化活動に接することができるよう、社会参加の機会を増やすよう努めてきました。

## 具体的な施策

| 取組み | 内　容 |
|---|---|
| ①障がいの早期発見･早期対策と療育・保育・教育の充実 | ・健診や保育所・幼稚園での早期支援に努めるとともに、保育所での受入れ環境を整えることはもとより、3歳未満児の母子通園実施に向けた検討を行います。<br>・小・中学校では、関係機関と連携をし、障がい種別や発達の状態の理解に努め、一人ひとりの教育的な課題を踏まえた教育課程の再編と指導方法の工夫に努めます。<br>・引き続き近隣市町と連携し諏訪養護学校学童クラブの受入れを進めます。 |
| ②保健・医療サービスの充実 | ・専門的な医療を必要とする難病患者や障がい者に対しては、医療機関と連携を図り、適切に対応します。 |
| ③生活を支える福祉サービスの充実と福祉制度の周知 | ・日常生活と社会生活を支援する在宅支援サービスや施設福祉サービス、就労支援サービス、地域生活支援事業の充実に努めます。<br>・障がい者が様々なサービス情報を入手できるような支援を行います。 |
| ④就労の促進や社会参加に向けた支援 | ・公共職業安定所等の関係機関と連携して村内事業所への障がい者雇用の啓発を行うとともに、労働・保健・医療・福祉･教育等の関係者との連携による障がい者の就労支援を推進します。<br>・地域活動支援センターの運営については、運営内容の充実に努めます。<br>・社会参加を促進するために、外出支援事業、重度心身障がい者等タクシー利用料金助成や福祉輸送サービスを引き続き実施します。<br>・障がいのある人もない人も、地域住民の一人として地域行事に参加する機会が持てるよう、広報・啓発活動を一層推進するとともに、余暇活動を支援します。 |

## 施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（令和６年） |
|---|---|---|
| 障がい者就労施設等からの物品等の調達額 | 770,420 円 | 800,000 円以上／年 |

（3-4-1）

# 第4項　結婚･出産･子育てできる環境づくり

## 1. 結婚活動のサポート

SDGs目標：3, 5

### 4年後のめざす姿

◉「ながの結婚マッチングシステム」への登録を推進し、他市町村の独身者とのマッチングすることで出会いの機会を全県に広げます。

◉結婚相談がしやすい環境を整え、支援します。

◉村内だけでなく、諏訪広域連合や八ヶ岳定住自立圏域と連携し、婚活イベント案内や参加の呼びかけを行い、出会いの場の創出を支援します。

### 現状と課題

◉結婚活動推進事業は、男女ともに晩婚化や未婚率が増加し独身者数が上昇傾向にある現状のなか、少子高齢化対策や農業後継者対策として、村内の独身男女が「結婚」を前向きにとらえられるような意識改革に重点を置き、積極的に結婚活動への道を導かせるための支援として平成22年度より行っています。

◉「HARA・TRENDY CLUB」･「原村マリッジサポートセンター」が結婚活動の支援に取り組んでいますが、登録者は少数です。

◉「原村結婚相談所」を開所し、結婚相談員が結婚に対するアドバイスや登録者同士のマッチングなどを行っています。

◉長野県で行っている「ながの結婚マッチングシステム」は、結婚支援を行う市町村や各種団体のネットワークにより、全県的にマッチングできるもので、近年登録者も増加しています。

◉結婚相談では、専属的に取り組める相談員の配置が急務となっています。

### 具体的な施策

| 取組み | 内　容 |
|---|---|
| ①相談員の育成 | ・専門の結婚相談員を育成します。 |
| ②日常的な相談体制の見直し | ・利用者にとって相談しやすい体制を検討します。 |
| ③出会いイベントの開催 | ・広域的な連携によりイベントを開催し、積極的な参加を推進します。 |

### 施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（令和６年） |
|---|---|---|
| 結婚相談所の開催 | 月１回（日曜日） | 月２回 |

（3-4-2）

## 2. 妊娠･出産･育児の切れ目のない子育て支援の推進

SDGs目標：1, 2, 3, 4, 5, 8, 11, 16

### 4年後のめざす姿

◉安心して子どもを産み育てられるよう関係機関が連携して、妊娠・出産・育児の切れ目のないきめ細やかな支援体制の充実を図り、子育て中のさまざまな悩みや負担の解消ができるよう相談体制を整えるとともに、身近な場所での親子同士の交流や情報交換の機会を提供します。

◉高齢者や学生など地域の人々との交流や、ボランティア活動など地域全体で子育て支援を推進します。

◉母子保健事業やカウンセラーの配置等を通し、親子の交流や仲間作りを促進し、こころの健康づくりを進めます。

### 現状と課題

◉子どもが健やかに育つことは親の願いであり、次代を担う子どもを安心して生み、健やかに育てることができる環境づくりは、重要な課題です。

◉本村の出生数は年々減少しています。そのなかで、育児力の低下や核家族化等により育児に不安のある保護者が増え、育児相談数は年々増加しています。子育てに対する不安を取り除くため、妊娠出産から子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行う体制づくりの推進が重要です。

◉健康づくりは、健康管理システムにより、健診や予防接種について経年的に管理できるようになりました。親子のこころと体の健康管理について、保健師や栄養士、他の関係する多くの職種と連携しながら支援していく必要があります。また、18 歳までの子どもを対象に医療費の無料化を行い、経済的支援を図っています。

◉少子化や核家族化が進み、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなってきているなか、家庭における子育ての孤立化や育児ストレスの増大が懸念され、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。子ども・子育て支援新制度に基づき、「原村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取り組んでいます。

◉子ども同士の交流や地域の大人との交流の機会が少なくなり、自立心や思いやりの心、人との関係を築く力が育ちにくくなっています。

## 具体的な施策

| 取組み | 内　容 |
|---|---|
| ①妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進と経済的支援の継続 | ・健康管理システムを活用し、経年的に親子の健康管理を行い、健康づくりに努めます。<br>・保健師、保育士、教師等関係する職種と情報共有、連携して支援していく体制を強化します。<br>・妊婦・産婦健診の公費負担、不妊・不育症治療費の一部助成を継続します。<br>・産婦の育児に対する不安を軽減することを目的に、産後ケア事業を推進します。 |
| ②悩みや不安に対する育児相談体制の充実と情報提供 | ・保育所・小中学校に専門カウンセラーを派遣する「心の相談員事業」を継続します。不登校児童生徒対策として近隣の中間教室やフリースクールとの連携を密にし、実情に応じた対応を行います。<br>・非行や児童虐待防止に向けて、効果的に支援が行えるように、関係機関の連携を強化し、要保護児童対策地域協議会の一層の取組みを図ります。 |
| ③子育て支援サービスの充実と環境整備 | ・未就園のお子さんの保護者のレスパイト※としての「子育て塾」、３歳になる前のお子さんの保護者へ向けた「ケアプログラム」、保育所での「参加保育」など子育てに関する学習機会の充実を図り、親の子育て力を高めるとともに家庭における親子のふれあいの充実を推進します。<br>・子育てサロンの開所日数と時間を拡大し、子育て中のさまざまな悩みや負担の解消ができるよう相談体制を整えるとともに、身近な場所での親子同士の交流や情報交換の機会を提供し、支援体制の充実を図ります。 |
| ④住民との協働による子育て支援 | ・子どもや子育て家庭を見守り支える地域社会づくりに向けて、社会福祉協議会と連携して子育てを含むボランティアの育成支援をします。<br>・子ども・子育て支援センター開設に合わせ、地域住民による子育て支援を促進するため、保護者に代わって子どもを預ったり、保育所等への子どもの送り迎えを行うなど、会員組織による相互援助活動事業（子ども・子育て支援新制度に基づいたファミリーサポートセンター事業）を実施します。<br>・また保育所では、引き続き高齢者や学生とのふれあい保育を充実し、地域の人々との交流を図ります。 |

【用語の説明】

※ レスパイト …休息、息抜き、一時的中断のこと。

## 施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（令和６年） |
|---|---|---|
| 育児相談件数 | 208 件／年 | 270 件／年 |
| 子育てサロンの開設 | ３日／週 | ５日／週 |

（3-4-3）

# 3. 子育てがしやすい環境づくり（重点施策）

SDGs目標：1, 3, 4, 5, 8, 11

## 4年後のめざす姿

◉子育て家庭に対する経済的支援を行います。

◉男性も女性も働きながら子育てができるとともに、子育てのために離職した人が再就職できる環境づくりを進めます。

◉核家族化や少子化の進行により、保育ニーズは多様化しており３歳未満児の保育所への入所希望が増加しているため、柔軟に対応できるよう、保育施設及びサービスの拡充に努めます。

◉保育施設が老朽化してきているため、適切な維持管理に努めるとともに安全で安心して使用できる施設・環境整備に努めます。

◉共働きなどで昼間保護者のいない児童を対象に、学童クラブや原っ子広場を行っていますが、児童館を含め、その方向性を検討します。

## 現状と課題

◉子育て家庭への経済的支援として、18歳までの子どもの医療費の無料化や小中学生の遠距離通学補助等を行っています。ひとり親家庭に対しては、保健福祉事務所と連携し、子育て・生活相談に応じながら、自立を支援しているほか、医療費負担を軽減するため、18歳までの児童及びその保護者の医療費の無料化、児童激励金として18歳までの児童一人当たり年1万円の支給等を行っています。令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化、低所得者層の保育所の副食費免除を行っています。

◉男女とも就業率は高く、結婚や出産後も多くの女性が仕事を続けています。

◉男性も女性も働きながら子育てをすることができるとともに、子育てのために離職した人が再就職できるような環境づくりを進める必要があります。

◉保育所では、３歳未満児保育、延長保育や一時保育、障がい児保育等を、幼稚園では預かり保育や教育相談等の子育て支援事業を実施しています。

◉家庭と社会のつながりの希薄化や核家族化の進行及び離婚の増加等により、子育ての負担感、不安感や養育費の軽減等、子育て家庭への支援が必要となっています。

◉保育施設の老朽化により補修や改修が必要になってきています。

◉少子化と保育ニーズの変化により、入所希望児数が３歳未満児は増え、３歳以上児は緩やかに減少しています。加えて発達に特性のあるお子さんへの対応にも苦慮する中、幼児教育・保育を総じて検討する必要があります。

## 具体的な施策

| 取組み | 内　容 |
|---|---|
| ①子育て家庭への経済的支援の継続 | ・「子ども医療費特別給付金」の継続や幼児教育・保育の無償化、低所得者層の保育所の副食費免除、小中学校の遠距離通学補助等を実施します。<br>・「ひとり親家庭等児童激励金」や「ひとり親家庭等医療費特別給付金」の支給を実施します。 |
| ②保育サービスの充実 | ・子ども・子育て支援新制度により保育時間が 11 時間となりました。現在行っている３歳未満児保育、病児保育・病後児保育、早朝・延長保育、一時保育、障がい児保育等の保育サービスを継続し、拡充に努めます。<br>・異年齢交流の活動や季節の行事等、保育内容の充実、質の向上に努めます。 |
| ③子ども子育て支援センターの設置 | ・すべての家庭における親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくし、育児不安等の相談、育児講座、子育てサークルの支援、子育て中の親子交流等を総合的に行う「子ども子育て支援センター」を設置します。 |
| ④保育施設の適切な改修と環境整備 | ・保育施設が老朽化してきているため、適切な維持管理に努めるとともに安全で安心して使用できる施設･環境整備に努めます。 |
| ⑤保育所の大規模改修または建て替えの検討 | ・多様化した保育ニーズや３歳未満時の入所希望増加にあった保育施設整備に向け、大規模改修や建て替え、私立保育園や認定こども園の誘致も含めて検討を進めます。 |

## 施策の達成指標

| 項目名 | 現状値 | 目標値（令和６年） |
|---|---|---|
| 子ども子育て支援センターの設置 | 検討中 | 開設 |